

平成 30 年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務に係る仕様書

1. 件名

平成 30 年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務

2. 業務の目的

環境省では、厚生労働省、経済産業省とともに化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）に基づき、一定数量を超えて上市されている一般化学物質について、製造・輸入数量等を収集した上で、有害性に関する情報等に基づきスクリーニング評価を行っている。その結果、リスクがないとは判断できない物質については、優先的に評価を行う必要があると認められた化学物質（以下「優先評価化学物質」という。）に指定される。優先評価化学物質については、段階的に情報収集を行った上で、詳細なリスク評価を行っている。

現状では、一部の用途を除いてスクリーニング評価では長期使用製品の使用段階における排出及び廃棄段階の排出は考慮しておらず、リスク評価では、長期使用製品の使用段階については個別の評価対象物質ごとに排出係数を設定しているが、廃棄段階については考慮することができていない。そこで本業務では、化学物質の廃棄段階を含むライフサイクル全体を通じた環境排出量推計手法構築のための調査・検討を行い、化審法におけるリスク評価手法の改善を行うことを目的とする。

3. 業務の内容

本業務開始後 1 週間以内に、業務の実施に係るスケジュール案を作成するとともに、環境省担当官の求めに応じて、本業務の実施に係るスケジュールや進捗状況等について環境省担当官に対し報告するものとする。

(1) 化学物質等の廃棄段階における環境排出量推計手法の検討等

① 排出量算定手順書に基づくケーススタディの実施

「平成 29 年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務」（以下、「平成 29 年度業務」という。）で整理した排出量算定手順書に基づき、平成 29 年度にケーススタディを実施した物質（フタル酸ジエチルヘキシル(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))、1-ブロモプロパン) 以外の 1 物質（廃棄段階の排出の寄与が比較的大きいと想定される詳細用途分類から選定）について製造から廃棄までの排出量算定・排出係数設定のケーススタディを行う。また平成 29 年度にケーススタディを実施した物質（フタル酸ジエチルヘキシル(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))、1-ブロモプロパン) について、「平成 29 年度 優先評価化学物質を含む廃棄物の処理実態把握調査業務」の廃棄物処理実態に係るアンケート結果とケーススタディ結果の比較・検証を行う。ケーススタディを通じて挙げられた課題に基づき排出量算

定手順書の改良を行う。「平成 29 年度業務」及び上記で検討した詳細用途分類の範囲において、リスク評価段階では廃棄段階を詳細に検討すべき詳細用途分類を抽出する。

② プラスチック製品のリサイクル手法の把握及び考察

プラスチック製品のリサイクル手法について調査し、「平成29年度業務」で整理したサーマルリサイクル、マテリアルリサイクル、フィードストックリサイクルについて排出の多寡の観点、化審法における排出量推計の観点からさらなる分類の必要性について考察する。

③ 廃棄物処理施設における排出状況の把握及び考察

平成29年度調査で排出量が多いことが示唆されたプラスチック破碎施設について、その処理廃棄物種類、破碎方法、排ガス処理方法、プラスチックの種類、プラスチック中の添加剤の排出状況を調査する。また、安定型最終処分場における排水中のプラスチック添加剤の濃度を調査する。調査に当たっては当該最終処分場に搬入された廃棄物種類、量について調査を行い、排出量との関係性を考察する。

(2) 諸外国における排出量推計手法等の実態把握

諸外国におけるリスク評価に係る排出量推計手法について情報収集するため、平成 30 年 8 月 26 日から 30 日に開催される 28th Annual ISES Meeting 及び 9 月 4 日から 5 日に開催される The 2nd Working Party on Exposure Assessment (いずれもカナダ、オタワにて開催予定) に参加し、OECD 及び加盟各国における排出量推計手法や排出係数の設定状況等について情報収集を行い、結果をとりまとめる (A4 50 ページ程度 (報告書に記載))。The 2nd Working Party on Exposure Assessment への参加登録は環境省が行う。

4. 実施方法

(1) 各種統計データ、資料等の収集・分析

上記 3. の実施に当たっては国内外の排出係数に関する先進事例や我が国の長期使用製品の使用実態、廃棄物発生量や処理量等の実情、廃棄処理による除去率等の情報を収集・分析する。

(2) 検討会、分科会の開催

上記 3. の調査を円滑に実施するため、化学物質のリスク評価等に関する有識者 (8 名程度、6 ~ 3 級相当) からなる「化審法の環境排出量推計手法検討会」を開催 (都内にて 3 回程度、参加者 30 人程度を想定、非公開、半日開催) し、調査に対する助言を得ることとする。

また、上記「化審法の環境排出量推計手法検討会」における議論の基盤情報とし

て廃棄物に含まれる化学物質の挙動に関する検討を行うため、有識者(3名程度、6～3級相当)からなる「廃棄段階に係る環境排出量推計手法分科会」(仮称)を開催し(都内にて4回程度、参加者20人程度を想定、非公開、半日開催)調査に対する助言を得ることとする。

当該分科会の検討結果は適宜「化審法の環境排出量推計手法検討会」に報告することとする。

検討会、分科会の開催に当たっては、参加者の日程調整、資料の作成・準備(「化審法の環境排出量推計手法検討会」30部、「廃棄段階に係る環境排出量推計手法分科会」20部、各A4版200頁程度)、会場及びスクリーン・プロジェクタ等の必要な機材の確保、並びに議事録の作成等、開催・運営に必要な一切の業務を行うものとする。

また、環境省と調整の上、選定された検討会、分科会の委員に対しては旅費及び謝金を支給することとし、旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に準じて支給するとともに、謝金については、有識者1人に対して1日当たり17,700円を支給するものとする。

(3) ヒアリングの実施

上記3.のうち、(1)②プラスチック製品のリサイクル手法の把握のため、プラスチック製品や添加剤、プラスチックのリサイクルに関係した業界団体(3団体(1団体2名程度)、1回各2時間程度(6～3級相当))及び専門家(1名、2回、各2時間程度(6～3級相当))から必要な情報を聴取(業界団体・専門家(ヒアリング担当者へ訪問))する。業界団体及び専門家は環境省担当官と協議の上、選定することとし、業界旅費及び謝金の受取の可否を確認した上で、支給すること。旅費は国家公務員等の旅費に関する法律に従って支給するとともに、謝金は1時間当たり7,900円(辞退する者を除く)を支給するものとする。

(4) 廃棄物処理施設における排出状況の把握

上記3.(1)③ 廃棄物処理施設における排出状況の把握のため、プラスチック破砕施設2施設について、処理される廃棄物種類、廃棄物中のプラスチック添加剤(5物質程度)、排ガス中の添加剤(5物質程度)、排ガスの処理方法、排出状況(排ガス中の成分調査と同じ)を調査する。また、安定型最終処分場1施設について、当該最終処分場に搬入された廃棄物種類、量、排水中のプラスチック添加剤(5物質程度)の濃度を調査する。廃棄物処理施設等の選定は請負者が選定する。

上記の測定に当たっては、施設への調査受入の打診、調整、結果の報告など実測に関する一切の業務を行う。なお、試料採取、分析については環境省の承諾を得たうえで再委任により実施しても差し支えない。

5. 実施期間

平成31年3月29日まで

6. 成果物

紙媒体：報告書 12部（A4版 300頁程度、英語サマリー1頁程度を含む）

電子媒体：報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R）一式

7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、環境省が保有するものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

9. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 30 年 2 月 9 日閣議決定）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

- (3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて「平成 29 年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、「平成 29 年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務」における情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室
笹原(TEL:03-5521-8253)

- (4) 本業務に関する過年度の報告書は、環境省図書館において閲覧可能である。

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成30年2月9日閣議決定。以下「基本方針」という。）の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」（基本方針210頁、表3参照）及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」（基本方針211頁、表4参照）を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

(1) 以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

- ① 環境用語和英対訳集(EIC ネット <http://www.eic.or.jp/library/dic/>)
- ② 法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書
(<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>)

(2) 海外で参照されることを念頭に入力は半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「` ´」→「'」、「-」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）

・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト DATA.GO.JP (<http://www.data.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<http://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務に関する 提案書作成・審査要領

環 境 省

本書は、平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務に関する提案書の作成、審査等の要領を提示するものである。

I 提案書作成要領

1. 提案書の構成及び作成方法

以下に、「平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務に係る提案書の評価基準表」（以下「評価基準表」という。）から「評価項目」及び「要求要件」を転載する。

評価項目			要求要件
大項目	中項目	小項目	
0 仕様書の遵守			仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。
1 業務の基本方針			仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。
2 業務の実施方法			
	2.1	仕様書3.(1)①の業務内容	排出量把握算定手順書に基づくケーススタディの実施の実施方針及びリスク評価において廃棄段階を詳細に検討すべき詳細用途分類と抽出方針について、具体的に提案すること。
	2.2	仕様書3.(1)②の業務内容	プラスチック製品のリサイクル手法の把握方針について具体的に提案すること。
	2.3	仕様書3.(1)③の業務内容	廃棄物処理施設における排出状況の調査方針について具体的に提案すること。
	2.4	追加的業務の提案	本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。
3 業務の実実施計画			仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。
4 業務の実実施体制			
	4.1	執行体制、役割分担等	業務の実実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

	4.2 従事者の実績、能力、資格等	業務に従事する者の類似業務(化学物質の環境排出量推計に係る検討)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。 また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。
5	組織の実績	過去に類似業務(化学物質の環境排出量推計に係る検討)を行った実績について、業務名、それぞれの概要等を記載すること。
6	組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度などのうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。 又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の説明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。
7	組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、その確認通知書の写し)を添付すること。ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。

提案書は、上記評価項目に基づき、次に従って作成すること。

- 1) 「はじめに」の項を冒頭に設け、「本書は、平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書を実行計画書と位置

づけて行うものとする。」と必ず記載すること。

このため、提案書の作成に当たっては、仕様書に反し、又は矛盾する事項がないか十分に点検すること。なお、提案書が仕様書に反し、又は矛盾すると認められたときは、評価項目「0 仕様書の遵守」に基づき、当該提案書は不合格となる。

- 2) 「はじめに」以下は、上記評価項目に従い「業務の基本方針」から「組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況」までの各評価項目を目次とし、それぞれの要求要件に基づき提案書を作成すること（別添様式参照）。記述上の必要性に応じ、各評価項目内を細分化して目次立てすることは差し支えない。
- 3) 提案書に詳細に記載するよりも添付資料を参照した方がわかりやすい事項については、提案書中に「△については、別添資料○参照」と記載して、資料添付を行うことは差し支えない。ただし、添付資料が大部にわたる場合は、必ずその要点を提案書中に記載すること。「評価項目」及び「要求要件」との関係が容易にわかり難い添付資料は、添付されなかったとみなすことがある。
- 4) 提案書は、難解な専門用語には注釈を付す等、専門家以外でも理解でき、審査可能なように平易な記述に努めること。

2. 提案書様式、提出部数等

提案書は、別添様式を踏まえて作成すること。記載上の必要に応じて様式を変更しても差し支えないが、様式の変更は必要最小限にとどめること。（契約書の写しは含まない。）

提案書は、添付資料を含めて綴じ込んだ1式を7部提出すること。

環境省から連絡が取れるよう、提案書上に連絡先（電話番号、FAX番号及びメールアドレス）を記載すること。

3. 留意事項

落札した者が提出した提案書は、仕様書とともに原則としてそのまま契約書に添付され、本平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務の実施計画書になるものであり、確実に実施可能な内容として作成すること。提案書に従った履行がなされない場合は、債務不履行として契約解除及び損害賠償請求の事由となる。

II 提案書の審査及び落札決定の方法

1. 落札方式及び得点配分

1) 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2)によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 「評価基準表」中、必須とされた評価項目の基礎点をすべて獲得していること。

2) 総合評価点の計算方法

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点（満点200点）

* 技術点は、環境省に設置する提案書審査委員会の各委員の採点結果の平均値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

価格点＝100×（1－入札価格÷予定価格）

* 価格点は、上記式により数値を算出し、小数点第三位以下を切り捨てたものとする。

3) 基礎点部分の採点

技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

4) 加点部分の採点

① 配点5点の場合、技術上の基準に基づき、

秀： 5点、
優： 4点、
良： 3点、
準良： 2点、
可： 1点、
不可： 0点、

の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

1. 基礎点がある項目に係る加点部分の「不可：0点」とは、基礎点の基準は満たす（基礎点は得点）が、加点部分の基準をなんら満たさない場合である。

2. 提案書審査（技術点の採点）の手順

1) 入札資格を有する者から提出された提案書について、「評価基準表」に基づき、必須とされた項目の基礎点に係る評価を提案書審査委員会の各委員が行う。各委員の評価結果を同委員会で協議し、委員会において各必須項目毎に基礎点の獲得の可否を判断する。すべての必須項目の基礎点を獲得した提案書を合格（基礎点を付与）とし、それ以外の提案書は不合格とする。

2) 合格した提案書について、各委員毎に評価項目の加点部分の評価を行い、基礎点と合計した採点結果を記入する。各委員の採点結果を委員会で確認し、事実誤認等があった場合は、事後の採点の修正は公平性及び透明性を阻害するおそれがあることから集計から除外することとして取り扱う。確定した各委員の採点結果の技術点について、その平均値を算出する。

3. 落札決定

2. による技術点に、当該提案書に係る入札価格に基づく価格点を加算し、総合評価点を算出する。各提案書の総合評価点を比較し、最も高い数値を得た提案書の提出者を落札者とする。

(別添4)

平成30年 月 日

支出負担行為担当官
環境省大臣官房会計課長 殿

住所
商号又は名称
代表者役職・氏名 印

平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務に関する
提案書の提出について

標記の件について、別添のとおり提出します。
なお、書類の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務に関する提案書

提案書作成責任者

(株)○○ △部×課 ○○○

電話番号、FAX番号、メールアドレス

はじめに

本書は、平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務仕様書に基づき、その実施方法等に関する提案を行うものである。本業務の実施に当たっては、同仕様書を遵守し、本提案書をその実施計画書と位置づけて行うものとする。

1. 業務の基本方針

(作成注)

仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。

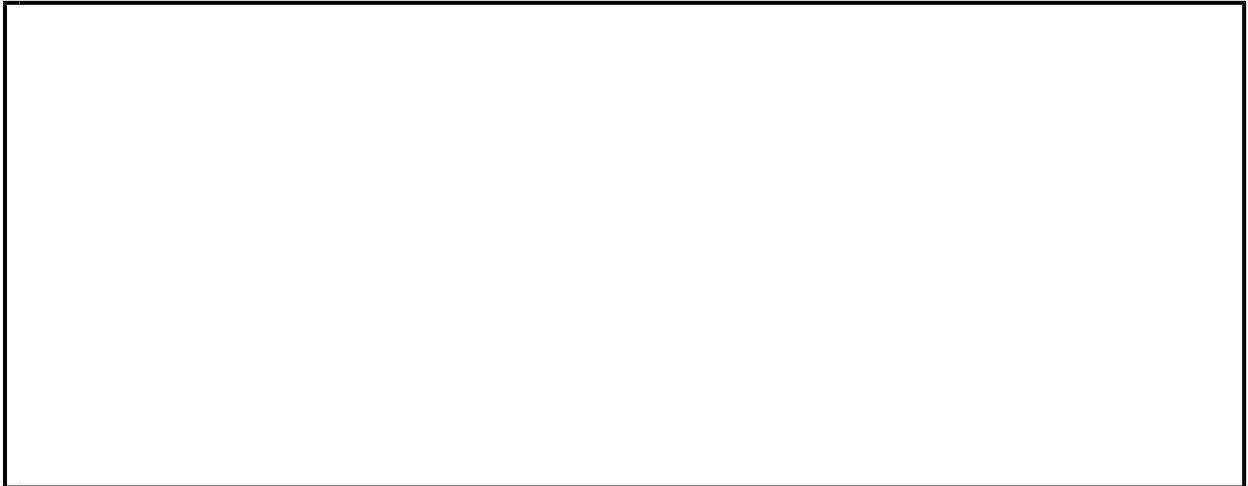
(※) A4版2枚以内とする。

2. 業務の実施方法

2. 1 仕様書 3.(1)①の業務内容

(作成注)

排出量把握算定手順書に基づくケーススタディの実施の実施方針及びリスク評価において廃棄段階を詳細に検討すべき詳細用途分類と抽出方針について、具体的に提案すること。



(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 2 仕様書 3.(1)②の業務内容

(作成注)

プラスチック製品のリサイクル手法の把握方針について具体的に提案すること。

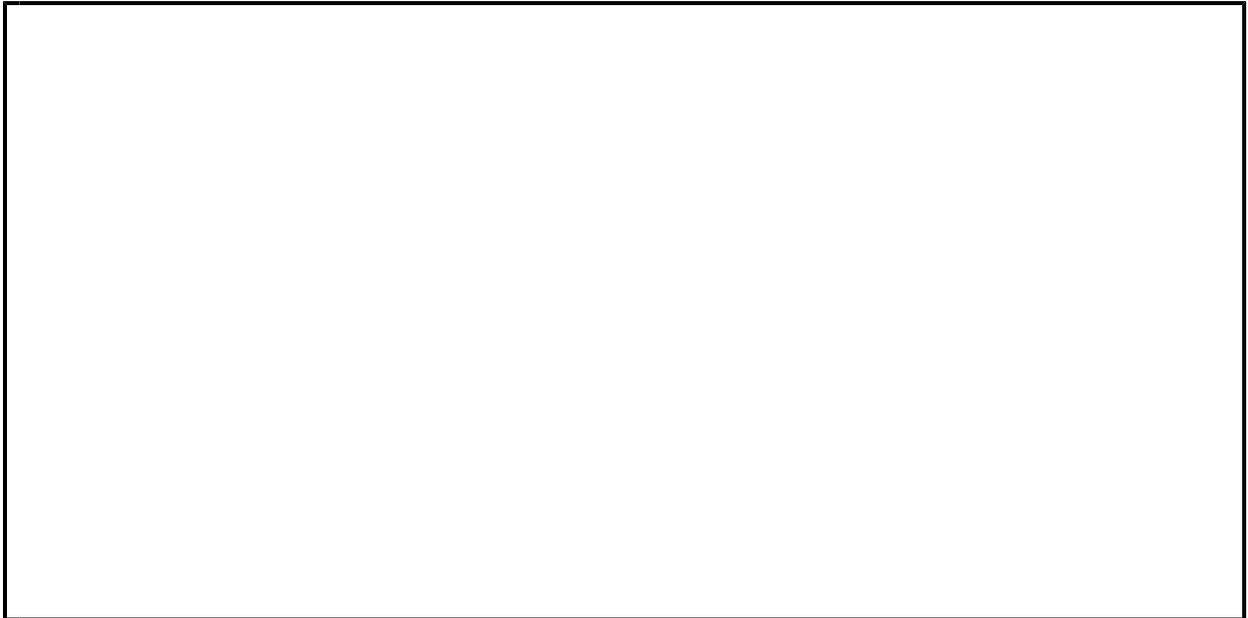


(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 3 仕様書 3.(1)③の業務内容

(作成注)

廃棄物処理施設における排出状況の調査方針について具体的に提案すること。

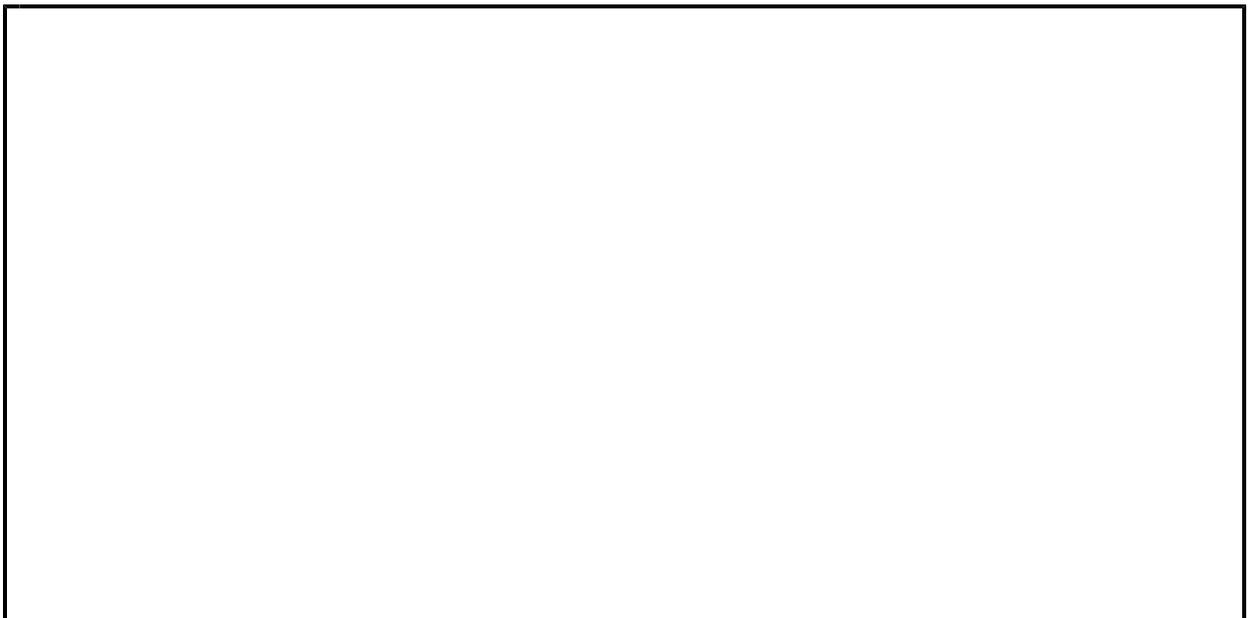


(※) A 4 版 1 枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれ A 4 版 1 枚以内ずつとする。

2. 4 追加的業務の提案

(作成注)

本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。



(※) 各提案ごとに A 4 版 1 枚以内とする。

3. 業務の実施計画

(作成注)

仕様書及び追加的業務（提案がある場合）に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。

時 期	内 容

(※) A4版1枚以内とする。

4. 業務の実施体制

4. 1 執行体制、役割分担等

(作成注)

業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。

--

(※) A 4 版 1 枚以内とする。

4. 2 従事者の実績、能力、資格等

(作成法)

業務に従事する者の類似業務(化学物質の環境排出量推計に係る検討)の実績、本業務に関係する能力の資料、資格等を明示すること。

また、本業務に従事する主たる担当者の業務従事期間中における本業務以外の手持ち業務の状況を記載すること。

(1) 本業務に従事する主たる担当者

氏名			生年月日		
所属・役職			経験年数(うち本業務の類似業務従事年数)		
			年(うち 年)		
専門分野					
所有資格					
経歴(職歴/学位)					
所属学会					
類似業務の実績					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月 ~ 年 月	
主な手持ち業務の状況(平成 年 月 日現在 件)					
業務名	業務内容			履行期間	
				年 月 ~ 年 月	

(※) 手持ち業務の欄は契約金額が500万円以上のものを対象とし、業務内容の欄は概要を記入する。

(2) 主たる担当者以外であって本業務に従事する者

氏名	所属・役職	専門分野

5. 組織の実績

(作成注)

過去に類似業務(化学物質の環境排出量推計に係る検討)を行った実績について、業務名、それぞれの概要等を記載すること。

業務名			
発注機関 (名称、所在地)			
(受託者名)			
(受託形態)			
履行期間			
業務の概要			
技術的特徴			
主たる担当者の従事の有無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 発注機関の受注形態欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、調査業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 実績を証明するものとして、契約書写し、注文・請書写し(下請の場合のみ)を添付すること。

6. 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステムを継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書および規則等は、事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得し、又は継続しているものに限る。

7. 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：
認定等の名称： (認定段階：) (計画期間：平成○年○月○日～平成○年○月○日)

注1 えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主（常時雇用する労働者が300人以下のもの）が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。

注2 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。

- 注3 事業者の経営における主たる事業所（本社等）において取得しており、かつ、提案書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注4 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書（内閣府男女共同参画局長の押印があるもの）の写しを添付すること。

平成30年度化審法に基づく環境排出量推計手法検討業務に関する提案書の評価基準表

(別添5)

評価項目			要求要件	評価区分	得点配分			技術上の基準		加点の採点
大項目	中項目	小項目			合計	基礎点	加点	基礎点	加点	
0	仕様書の遵守		仕様書に規定する業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する提案がないこと。	必須	5	5	-	提案書が全体として仕様書を遵守しており、業務の目的や作業事項に反し、又は矛盾する内容がないこと。	-	
1	業務の基本方針		仕様書を踏まえ、業務の実施に当たっての基本方針を記述すること。	必須	15	5	10	業務の目的を的確に理解し、妥当な基本方針であること。	基本方針に具体性があり、業務の遂行に確実性があるか。	
2	業務の実施方法									-
	2.1	仕様書3.(1)①の業務内容	排出量把握算定手順書に基づくケーススタディの実施の実施方針及びリスク評価において廃棄段階を詳細に検討すべき詳細用途分類と抽出方針について、具体的に提案すること。	必須	30	5	25	提案された検討方針、抽出方針が妥当で実施可能なものであること。	提案された検討方針や抽出方針が廃棄段階における化学物質の環境排出量の推計手法の検討に有効であるか。	
	2.2	仕様書3.(1)②の業務内容	プラスチック製品のリサイクル手法の把握方針について具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された把握方針が妥当で実施可能なものであること。	提案された把握方針が廃棄段階における化学物質の環境排出量の推計手法の検討に有効であるか。	
	2.3	仕様書3.(1)③の業務内容	廃棄物処理施設における排出状況の調査方針について具体的に提案すること。	必須	20	5	15	提案された調査方針が妥当で実施可能なものであること。	提案された調査方針が廃棄段階における化学物質の環境排出量の推計手法の検討に有効であるか。	
	2.4	追加的業務の提案	本業務目的を達成するために必要と考えられる追加的業務の提案があれば、具体的に記述すること。	任意	5	-	5	-	提案に係る追加的業務が具体的であり、業務目的を達成する上で必要かつ適切なものであるか。	
3	業務の実施計画		仕様書及び追加的業務(提案がある場合)に係る作業事項を作業進行予定表にまとめること。	必須	10	5	5	実施可能で妥当な作業進行予定表であること。	作業進行予定表が効率的で確実性があるか。	

4 業務の実施体制								—
4.1 執行体制、役割分担等	業務の実施体制について、責任者の氏名・役職、従事者の役割分担、従事者数、内・外部の協力体制等を表にまとめること。	必須	20	5	15	適切な役割分担等により実施体制が構築されていること。 外部の協力者(又は再委託者)に業務の一部を行わせる場合は、業務の根幹部分を提案者が実施すること、協力者等の役割分担が明確で、適切であること。	効果的、効率的な人員配置、内・外部の協力体制等が構築されているか。	
		任意	5	—	5	—	業務に必要な外部ネットワークや内部バックアップ体制等が存在するか。	
	4.2 従事者の実績、能力、資格等	任意	25	—	25	—	従事者に本業務の類似業務(化学物質の環境排出量推計に係る検討)の実績があるか。ある場合を5点とし、それ以上の件数や概要、従事者の能力等に応じて加点する。	
		必須	5	5	—	本業務に従事する主たる担当者が本業務に従事する十分な時間があると認められること。	—	
5 組織の実績	過去に類似業務(化学物質の環境排出量推計に係る検討)を行った実績について、業務名、それぞれの概要等を記載すること。	任意	30	—	30	—	過去に廃棄物中の化学物質の環境排出量推計に係る検討を行った実績が2件以上あるか。ある場合を6点とし、それ以上の件数や概要に応じて加点する。	
6 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況	事業者の経営における事業所(本社等)において、ISO14001、エコアクション21、エコステージ、地方公共団体による認証制度等のうち、第三者による環境マネジメント認証取得の有無、有の場合は認証の名称を記載し、証明書の写しを添付すること。ただし、提案書提出時点において認証期間中であること。又は、現在は認証期間中でないが過去に認証を受けたことがあり、現在事業所(本社等)において環境マネジメントシステムを継続している場合は、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。	任意	5	—	5	—	事業者の経営における主たる事業所(本社等)において、環境マネジメント認証取得があるか。1つでもあれば加点(5点)。	

7 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)、次世代育成支援対策推進法(以下「次世代法」という。)、青少年の雇用の促進等に関する法律(以下「若者雇用推進法」という。)に基づく認定等(えるぼし認定等、くるみん認定、プラチナくるみん認定、ユースエール認定)の有無、有の場合は認定等の名称を記載し、認定通知書等の写し(内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、その確認通知書の写し)を添付すること。 ただし、提案書提出時点において認定等の期間中であること。	任意	5	-	5	-	<p>女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし認定等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1段階目(※1) 2点 ・2段階目(※1) 4点 ・3段階目 5点 ・行動計画(※2) 1点 <p>※1 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第8条第1項第1号イの項目のうち、労働時間等の働き方に係る基準は必ず満たすことが必要。 ※2 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)が努力義務により提出し、提案書提出時点で計画期間が満了していないものに限る。</p> <p>次世代法に基づく認定(くるみん認定・プラチナくるみん認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・くるみん認定 2点 ・プラチナくるみん認定 4点 <p>若者雇用推進法に基づく認定(ユースエール認定) 4点</p> <p>※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。</p>	
		技術点 小計	200	40	160			加点合計
		価格点	100					基礎点
		総計	300					価格点
								総合評価点

基礎点部分の採点は、技術上の基準を満たす場合に、当該基礎点全部を得点とする。

加点部分の採点は、配点5点の場合、技術上の基準に基づき、秀;5点、優;4点、良;3点、準良;2点、可;1点、不可;0点、の6段階評価とし、配点に応じて係数をかけて得点を算出する。

基礎点がある項目に係る加点部分の「不可;0点」とは、基礎点の基準は満たす(基礎点は得点)が、加点部分の基準をなら満たさない場合である。

(別添6)

◆環境マネジメントシステム認証制度の例◆

事業者が、その事業経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認・評価し、改善していくこと(環境保全の取組に係るPDCAサイクル)を「環境マネジメント」といい、そのための事業者内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」(EMS)という。その主な例は以下のとおりであるが、他にも地方版のEMSや、運送事業者を対象としたグリーン経営認証制度などがある。

全国版EMS	ISO14001	エコアクション21	エコステージ
概要	ISO審査登録機関及び認定機関で構成。国際的に認められた第三者認証制度。1996年に制定。	環境省が策定した中小企業にも取り組みやすい環境マネジメントシステム。2004年に開始。把握すべき環境負荷指標を特定しているほか、環境活動レポートの作成・公表を必須要件としている。	ISO14001取得前から取得後も含めた環境マネジメントシステム。5段階の認証ステージがある。エコステージ2はISO14001の要求事項を全て含んでおり、エコステージ2の認証を取得できれば、ISO14001に挑戦可能なレベルとなる。
事務局の母体となる団体	ISO(国際標準化機構)	持続性推進機構	エコステージ協会

地方版EMSの例:

北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)、青森環境マネジメントフォーラムAES、いわて環境マネジメントフォーラムIES、みちのくEMS、三重環境マネジメントシステム(M-EMS)、宝塚環境マネジメントシステム(TEMS)、神戸環境マネジメントシステム(KEMS)、京都環境マネジメントシステムスタンダード(KES)等